

教育モニター 様

「高校教師の資格を問う機会」について、ご質問をいただき、ありがとうございました。

免許更新につきましては、平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入され、小中学校の教員のみならず、高等学校を含めた現職教員は、所持する免許状の有効期限の到来に合わせて、更新講習を受講することになっています。その後、都道府県教育委員会に更新申請等を行わないと免許状は失効し、公立学校の場合は失職します。

この制度は、社会状況の変化や学校教育の抱える課題、子どもの変化等、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的としたものです。

また、県教育委員会では、高等学校教員に対し、経験年数に応じた研修を実施しています。具体的には、初任者研修・2年目・3年目・6年目・12年目研修です。これらの研修は、専門教科における指導力の向上はもちろん、ホームルーム経営の実践的指導力を身に付ける内容や生徒指導に関する内容、学校組織の一員としての在り方等が学べる内容です。研修場所や日数も校外で1日だけでなく、在勤校研修として2日～20日位置付けているものもあり、多様です。

県では、今後も教員の資質向上に向けた免許更新や研修の充実に向けて一層の努力をしてまいりますので、今後ともご支援のほどお願い申し上げます。

平成28年3月11日

岐阜県教育委員会
教育総務課長 国島 英樹